

広島空港国際線旅客保安サービス料に関する規程

2022年12月19日制定

2024年8月23日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、広島国際空港株式会社(以下「会社」という。)が提供する広島空港(以下「空港」という。)の国際線旅客ターミナルビルの搭乗旅客、機内持込手荷物及び預入手荷物に関する検査施設等による検査並びに国際線旅客ターミナルビル内の保安維持(以下「旅客保安サービス」という。)に関し、その料金及び料金収受に関して定めるものです。

(旅客保安サービス料)

第2条 空港を使用する国際線旅客には、航空券が発券される際に、旅客保安サービス料を航空運送事業者又はその代理店(以下「航空運送事業者等」という。)に対し、お支払いいただきます。航空券の発券を受けない旅客(自家用航空機等を利用する旅客を含む。)及び何らかの理由により航空券の発券の際に旅客保安サービス料をお支払いいただいていない旅客には、別途航空運送事業者等を通じて、別異の方法により、旅客保安サービス料をお支払いいただきます。

- 前項の旅客保安サービス料の額は、空港を使用する国際線旅客のうち、旅客ターミナルビル別の出発旅客及び乗り継ぎ旅客の区分に応じて、別表第1に掲げるとおりとします。
- 会社は、前2項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる旅客については、旅客保安サービス料を免除いたします。

(供用の休止)

第3条 会社は、次の各号に掲げる場合は、旅客保安サービスの一部の供用を休止することがあります。なお、この場合にあっても旅客保安サービス料の払い戻しは行いません。

- 旅客保安サービスで使用する施設が破損し、又は故障したとき。
- 旅客保安サービスで使用する施設に修理その他の工事を施すとき。
- 前2号に掲げる場合のほか、旅客保安サービスの管理上特に必要があるとき。

(払い戻し)

第4条 旅客保安サービス料の支払い後の払い戻しについては、旅客が空港からの出発を取りやめたとき、又は会社が必要と認めた場合に限り、旅客に対し、旅客が第2条第1項に規定する旅客保安サービス料をお支払いいただいた航空運送事業者等から払い戻しを行います。なお、旅客保安サービス料の払い戻し方法等については、航空運送事業者等の定めるところによります。

(事務手続き等)

第5条 会社と航空運送事業者等間における旅客保安サービス料の収受に関する事務手続きその他条件は別途両者間での取り決めによることとします。

(規程の適用)

第6条 この規程の適用にあたっては、日本語を正文とし、日本法に従い解釈し、この規程に定めのない事項については、日本法を適用します。

2 この規程に関する争いについては、広島地方裁判所又は会社の所在地を管轄する簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

(規程の変更)

第7条 会社は、この規程を変更するときは、その効力発生日を定め、当該変更を行う旨及び当該変更の内容並びに当該変更の効力発生日を会社のウェブサイト(<https://www.hiap.co.jp/>)で周知します。なお、当該効力発生日の前日までに第2条第1項に基づく支払いがなされた航空券については、当該変更前のこの規程を適用します。

附則

この規程は、2023年1月4日から施行します。

この規程は、2024年10月1日から施行します。

別表第1(第2条第2項関係)

この別表における用語の定義は、次の(1)及び(2)に定めるところによります

- (1) 「出発旅客」とは、旅客ターミナルビルより国際線で出発する旅客のうち、下記(2)で定める「乗り継ぎ旅客」以外の旅客をいいます。
- (2) 「乗り継ぎ旅客」とは、旅客ターミナルビルに到着後、本邦への上陸の有無にかかわらず同一の航空券等を使用して、24時間以内に旅客ターミナルビルより出発する旅客であって、空港への立寄り直前地以外の地点に向けて出発する旅客をいいます。なお、乗り継ぎ時間は、当該旅客の搭乗する出発航空機に係るSTD(国土交通大臣の認可等を受けた計画離陸時刻・日本標準時)から当該旅客の搭乗する到着航空機に係るSTA(国土交通大臣の認可等を受けた計画到着時刻・日本標準時)を差し引いた時間により算定します。

【旅客保安サービス料の額】

(I) 旅客保安サービス料(消費税及び地方消費税を含みます。)

(i) 出発旅客

大人・小人とも1人あたり 400円

(ii) 乗り継ぎ旅客

大人・小人とも1人あたり 400円

* 上記料金の額の適用に際しては、大人用航空券を使用する国際線旅客を大人、小人用割引航空券を使用する国際線旅客を小人とします。なお、2才未満の国際線旅客に対しては料金は課されませんが、2才未満であっても大人用航空券を使用する国際線旅客は大人、小人用割引航空券を使用する国際線旅客は小人とみなします。

別表第2(第2条第3項関係)

次に掲げる旅客については、料金の全部又は一部を免除します。

- (1) 国公賓及び閣議等により国公賓に準じて取り扱うこととなった外国の賓客(以下「国公賓等」という。)
- (2) 国公賓等の同行者で、代理通関または機側通関を認められた旅客
- (3) 乗り継ぎ旅客のうち、空港と空港以外の本邦内空港との間において国際航空に従事する航空機を利用して、空港に到着し又は空港を出発するもの
- (4) 出入国管理及び難民認定法により上陸を拒否された旅客であって、その旨を証する入国審査官の発行する証明書が航空運送事業者から提出された旅客
- (5) 会社が、空港の管理上、入国審査場から本邦に上陸させた者であって、その旨を証する会社が発行する証明書を所持している旅客
- (6) 空港を離陸後、やむを得ない事情のため他の飛行場に着陸することなしに空港に着陸した航空機の旅客
- (7) 機体若しくは機器等の故障、航空機の強取等の処罰に関する法律による航空機の強取等、急病患者の発生、又は航空機に爆発物を置く等航空機の安全運航を損なうおそれのある行為の発生により空港に不時着した航空機の旅客
- (8) 本来の目的地である飛行場及びその周辺の天候等の事情により、当該飛行場に着陸できないため空港に暫定的に着陸した航空機の旅客
- (9) 航空交通管制その他行政上の必要から空港に着陸を命ぜられた航空機の旅客
- (10) 機体若しくは機器等の故障、急病患者の発生、ハイジャック、空港の悪天候、滑走路の閉鎖又は航空交通管制その他行政上の必要から空港の出発が翌日以降になった航空機の旅客のうち、使用料等を既に支払った旅客
- (11) 前各号のほか、会社が特に認めた旅客